

学外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第16条第4項及び第18条第3項の規定に基づき、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及び文部科学大臣が定める学修(以下「学外の教育施設等における学修」という。)の単位の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定範囲)

第2条 次表左欄に掲げる学外の教育施設等における学修を修得した者は、申請により同表右欄に掲げる本学における授業科目(未修得のものに限る)を履修したものとみなし単位を与える。

学外の教育施設等における学修	授業科目及び単位数
TOEFL-IBT(会場試験) 68点以上	英語(英会話Ⅰ)(1単位)
TOEIC(L&R)公開 645点以上	英語(講読)(1単位)
TOEIC IP(L&R)公開 645点以上	英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)(1単位)
実用英語技能検定(英検) 準1級以上	英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)(1単位)
上記のうちいずれか	英語(総合英語)(1単位)
	英語(英会話Ⅱ)(1単位)
	上記のうち2単位

2 前項の規定による学外の教育施設等における学修の修得時期は、入学の前後を問わない。

(申請)

第3条 学外の教育施設等における学修の単位の認定を受けようとする学生は、学修の修得後別に定める履修登録期間内に次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

(1)学外の教育施設等における学修の単位認定申請書(別紙様式)

(2)学外の教育施設等における学修の修得を証明する書類(有効期限は大学が別に定める申請期間の最終日から5年以内のもの)

(認定)

第4条 学外の教育施設等における学修の単位の認定は、教務委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定による学外の教育施設等における学修の単位の認定結果を申請者に通知する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、学外の教育施設等における学修の単位認定に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式)

学外の教育施設等における学修の単位認定申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

学科(専攻) _____

学籍番号 _____

氏名 _____

学外の教育施設等における学修について、次のとおり修得しましたので本学の単位として認定して下さるようお願いいたします。

1 学外の教育施設等における学修及び得点 TOEFL・TOEIC・英検 _____ 点
修得した学修を○で囲み、英検は級を記載すること

2 修得年月日 _____ 年 月 日

3 認定を受けようとする本学の授業科目(申請欄に○を記入 2つまで)

申請	(本学の) 授業科目名	単位数
<input type="checkbox"/>	英語(英会話Ⅰ)	1
<input type="checkbox"/>	英語(講読)	1
<input type="checkbox"/>	英語(保健医療福祉のための英語Ⅰ)	1
<input type="checkbox"/>	英語(保健医療福祉のための英語Ⅱ)	1
<input type="checkbox"/>	英語(総合英語)	1
<input type="checkbox"/>	英語(英会話Ⅱ)	1

※ 学外の教育施設等における学修の修得を証明する書類を添付すること(原本)